

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第3号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]			[略]		
別表第2 <u>級別標準</u> 職務表職務の級1 級の項	[略]		別表第2 <u>級別基準</u> 職務表職務の級1 級の項	[略]	
別表第2 <u>級別標準</u> 職務表職務の級2 級の項及び3級の 項	[略]		別表第2 <u>級別基準</u> 職務表職務の級2 級の項及び3級の 項	[略]	
別表第2 <u>級別標準</u> 職務表職務の級5 級の項	[略]		別表第2 <u>級別基準</u> 職務表職務の級5 級の項	[略]	
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。